

## 総合支援資金特例貸付 事前説明事項

以下についてすべてお読みください。

内容を確認した場合は、内に✓を入れ、最後に署名、押印してください。

「借入申込書」等と一緒に郵送してください。

- この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯です。
- 新型コロナウイルス感染症に起因しない、あるいは収入の減少や失業等が認められない場合は借り入れできません。
- 本人が暴力団員である場合、また世帯に暴力団員がいる場合は貸付できません。
- 記入例を参考に、「借入申込書」及び「借用書」の太枠内に必要事項を記入のうえ、必要な書類とともにお住いの市町村社会福祉協議会へ郵送してください。（郵送代は申込者負担になります）。
- 書類が届いた時点で、借入申込書に記載の連絡先へ市町村社会福祉協議会から本人確認、借入理由の聞き取り、重要事項説明などのために電話を入れますので、必ず対応してください。記載内容に不備がなく、借入に対する同意が得られたことをもって受付が完了します（連絡が取れないと受付は完了できません）。
- 必要書類は次のとおりです。
  - ①収入の減少がわかる書類の写し（給与明細書、収入が入る通帳、売上表など）または失業にあたっては離職票や個人事業の廃業届の写し  
※減収等が確認できる書類がない場合は、「収入の減少状況に関する申立書」の提出を求めます。  
※先に特例の緊急小口資金を借入れている申込者は、「貸付決定通知書」、また、住居確保給付金の申請をしている申込者は、「住居確保給付金支給対象者証明書」の提示をもって、収入の減少がわかる書類の提出を省略します。
  - ②健康保険証の写し及び住民票の写し  
※世帯員数がわかるように世帯全員分  
※いずれか一方に加えて運転免許証等の身分証明証の写しでも可
  - ③振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
- 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 借り入れを希望する本人が申込手続きを行いますが、新型コロナウイルス感染症への罹患や罹患への濃厚接触により申込みができない場合、親族等による代理申込みが可能です。その際は、上記の必要書類のほか、借入申込者の委任状（受任者の氏名、住所及び委任者の住所、氏名、押印が必要）及び代理申込者の本人確認書類の提示（コピー）が必要になります。

- 虚偽などの不正が認められた場合、申込書は受理しません。 申込受付後の場合、貸付は不承認とします。貸付後の場合、貸付金を全額返金していただきます。
- 借入期間は、借入を希望する月から原則3か月以内とし、最初の交付以外は、基本毎月10日に分割交付します。
- 借入限度額は、単身世帯は月額15万円以内、2人以上の世帯は月額20万円以内です。
- 申込受付後、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。貸付決定後は、決定通知書を送付しますので内容についてご確認ください。また、貸付不承認の場合も不承認通知を送付します。その際、提出された借用書は県社協が責任をもって廃棄します。
- 貸付決定後、貸付金は指定口座（本人名義）へ振込みます。
- 償還（返済）について、原則、据置期間1年（12か月）、償還期間10年（120か月）とします。希望により早めの償還、または一括償還等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。
- 無利子による貸付けですが、償還期間経過後は残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生します。
- 資金を借り受けた者は、住所、氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
- 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 借入申込時、また貸付後に脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応します。

上記内容についてすべて確認しました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_